

【新設】(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における引当金の繰入額等)

16-3-19の6 その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入すべき法に規定する引当金勘定への繰入額及び措置法に規定する準備金(特別償却準備金を含む。以下16-3-19の7までにおいて同じ。)の積立額は、次による。

(1) 法第52条第1項《貸倒引当金》に規定する個別評価金銭債権(以下16-3-19の6において「個別評価金銭債権」という。)に係る貸倒引当金勘定への繰入額は、内国法人の当該事業年度の所得の金額の計算の対象となった個別評価金銭債権の額のうちその他の国外源泉所得の発生の源泉となるものの額に係る部分の金額とし、同条第2項に規定する一括評価金銭債権(以下16-3-19の6において「一括評価金銭債権」という。)に係る貸倒引当金勘定への繰入額は、内国法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入した一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定への繰入額に、その対象となった一括評価金銭債権の額のうちその他の国外源泉所得の発生の源泉となるものの額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

(注) その他の国外源泉所得の発生の源泉となる金銭債権のうち当該事業年度において収益に計上すべき利子の額がないものに対応する貸倒引当金勘定への繰入額は、当該事業年度のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入しないことができる。

(2) (1)の引当金以外の引当金の繰入額又は準備金の積立額については、その引当金又は準備金の性質又は目的に応ずる合理的な基準により計算した金額をその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額とする。

【解説】

- 1 平成27年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除における国外所得金額は、「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額」と「その他の国外源泉所得に係る所得の金額」との合計額とされるとともに、その他の国外源泉所得に係る所得の金額は、その他の国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべきその事業年度の所得の金額に相当する金額とされた(令141の2、141の8①)。
- 2 その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上、他の一般管理費、販売費その他の費用と同様に、内国法人のその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される引当金勘定への繰入額及び準備金の積立額を一定のルールにより配分することとなる。
- 3 本通達では、その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における貸倒引当金勘定への繰入額の取扱いを(1)で、それ以外の引当金勘定への繰入額又は準備金の積立額の取扱いを(2)で明らかにしている。

まず、貸倒引当金勘定への繰入額については、内国法人のその事業年度の所得の金額の計算の対象となった金銭債権の額のうちその他の国外源泉所得の発生の源泉となるものの額に対応する部分の金額をその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分することが合理的である。例えば、国外において業務を行う者に対する貸付金はその他の国外源泉所得の発生の源泉となる金銭債権であり、この貸付金に対応する部分の金

額はその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入することになる。

ただし、その事業年度において収益に計上すべき利子の額がない貸付金の額に対応する部分の貸倒引当金勘定への繰入額は、その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入しないことができることとしている。これは、その繰入額を損金の額として配分すれば、結果的にその他の国外源泉所得に係る所得の金額が圧縮され実態に沿わないこととなるためである。

本通達の(1)の注書では、このことを明らかにしている。

次に、貸倒引当金以外の引当金勘定への繰入額又は準備金の積立額の配分については、貸倒引当金の取扱いを参照し、その引当金又は準備金の性質又は目的に応ずる合理的な方法により配分計算をすることを明らかにしている。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 19-3-19 の6）を定めている。